

表 2-2 有効換気量算定基準の N 値

建 築 用 途	単位当たり算定人員 ($\cong A f / N$)	一人当たり占有面積 (N)	備 考
公会堂・集会場	同時に収容しうる人員	0.5～1 m ²	Nは3を超えるときは3とする
劇場・映画館・ 演芸場	同時に収容しうる人員	0.5～1 m ²	
体育館	同時に収容しうる人員	0.5～1 m ²	
旅館・ホテル・ モーテル	—	10m ²	客室に限る
簡易宿泊所・合宿所	—	3 m ²	
ユースホステル・ 青年の家	同時に収容しうる人員	—	
病院・診療所・ 伝染病院	—	4～5 m ²	
診療所・医院	—	5 m ²	居室の床面積
店舗・マーケット	—	3 m ²	営業の用途に供する 部分の床面積
料亭・貸席	—	3 m ²	居室の床面積
百貨店	—	2 m ²	
飲食店・レストラン・ 喫茶店	—	3 m ²	営業の用途に供する 部分の床面積
キャバレー・ ビアホール・バー	—	2 m ²	営業の用途に供する 部分の床面積
玉突き場・卓球場・ ダンスホール・ ボーリング場	—	2 m ²	営業の用途に供する 部分の床面積
パチンコ店・ 碁クラブ・ ジャンクラブ	—	2 m ²	営業の用途に供する 部分の床面積
保育所・幼稚園・ 小学校	同時に収容しうる人員	—	
中学校・高等学校・ 大学・各種学校	同時に収容しうる人員	—	
図書館	—	3 m ²	
事務所	—	5 m ²	事務室の床面積
工場・作業所・ 管理室	作業人員	—	
研究所・試験所	同時に収容しうる人員	—	
公衆浴場	—	4～5 m ²	脱衣所の床面積
特殊浴場	—	5 m ²	営業の用途に供する 部分の床面積
廊下	—	10m ²	
ホール	—	3～5 m ²	
便所	—	1 m ² 当たり30m ³	
手洗所	—	1 m ² 当たり10m ³	
蓄電室等	—	1 m ² 当たり35m ³	
自動車車庫	—	1 m ² 当たり14m ³	

2-26 車庫、駐車場の換気について

[関係法令等] 法第 36 条、法第 40 条、令第 129 条の 2 の 6、駐車場法施行令第 12 条、同第 15 条

(1) 自走式の駐車場の換気について

自走式の駐車場（自動車の駐車のために供する部分の床面積が500㎡以上のもの）の換気については、駐車場法施行令第12条（換気装置）により規定されている。自然換気の場合は、換気に有効な窓その他の開口部の面積は、駐車場床面積の1/10以上とし、機械換気設備を設ける場合は、駐車場の床面積当たり14㎡/h以上換気する能力のある換気設備を設ける必要がある。

なお、この換気設備の規制の範囲は、「駐車場の床面積」であり、駐車のために供する部分（車室）のみならず、車路やスロープ等の部分を含む面積であることが、平成28年7月15日国都街第46号「路外駐車場の換気装置に係る基準の緩和について」（技術的助言）によって示されている。

(2) 機械式駐車場（立体駐車場等）の換気について

機械式駐車場は、場内での運転時間が入庫及び出庫時のみで、排気ガス等の発生も少ない。また、機械式駐車場は、駐車場法施行令第15条に規定されている「特殊な装置を用いた方式による駐車場」であるとし、換気設備は、次のとおり取り扱うものとする。（図2-26）

なお、機械式駐車場（立体駐車場等）の大臣認定品は、換気設備の設置が免除されているものがあるので注意すること。

- 1) 機械式駐車装置を地下部分に設置する場合は、排気ガスやガソリン蒸気を排除するため、2～3回/h程度の換気量を有する換気設備を設けることが望ましい。
- 2) 垂直循環方式で下部出入口を有する地上式立体駐車場は、上部に面積1～2㎡程度の換気ガラリを設けること。

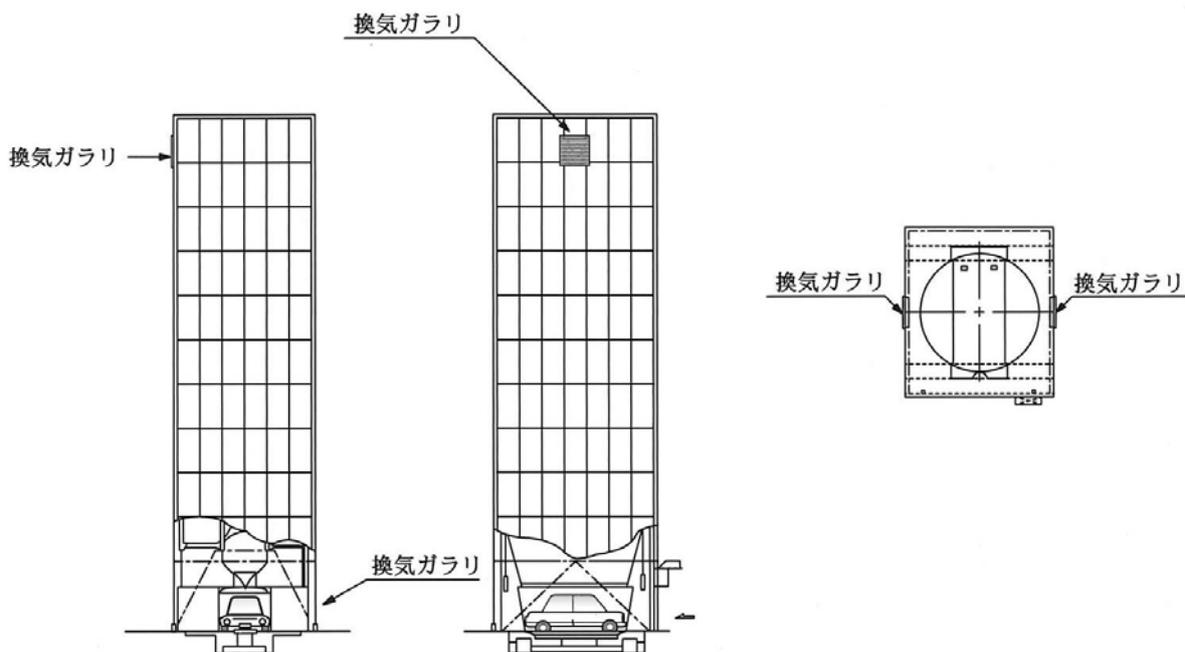


図 2-26 立体駐車場の自然換気例